

番号	提出書類	様式	①事業所又は施設名称	②事業所の所在地又は施設	③事業者（設置者）の名称	④主たる事務所の所在地	⑤職名、代表者の氏名及び住所又は	⑥係又はその登記事項に関するもの（関係書類等）	⑦くは、その種類	⑧提供の種類	⑨は所在地	⑩サ一、住所の種別	⑪に、住所の種別	⑫第、住所の種別	⑬及、住所の種別	⑭図、住所の種別	⑮所又は経歴	⑯者又は経歴	⑰日、住所の種別	⑱責、住所の種別	⑳生、住所の種別	㉑入、住所の種別	㉒主たる対象者	㉓運、住所の種別	㉔型、住所の種別	㉕の、住所の種別	㉖併、住所の種別	㉗医療機関との関係	㉘は、住所の種別	㉙所、住所の種別	㉚等、住所の種別	㉛経、住所の種別	㉜名、住所の種別	㉝相、住所の種別	留意事項	
22	運営規程	運営規程例	○	○	○											△	△	△				○	○	○	○							△	△（事業の人員の条で、変更がある場合に必要）			
23	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式 7																																内容変更（担当者等）があれば添付		
24	協力医療機関との契約内容	参考様式 8																																		
25	施設等の連携体制及び支援の体制	参考様式 9 別紙																																		
26	事業所内外の写真			△																																
27	案内図			○																																
28	事業計画書	記入例 2																																		
29	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等	参考様式 1 0																																	△（主たる対象者を特定する場合に必要）	
30	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 3 6 条第 3 項各号に該当しない旨の誓約書	参考様式 1 1			○	○	○											○																	特定相談支援・障害児相談支援の場合は番号 3 1 の書類を添付	
31	指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書 指定障害児相談支援の指定に係る誓約書	参考様式 1 2 参考様式 1 3			○	○	○											○																	一般相談支援の場合は番号 3 0 の書類を添付	
32	役員等名簿及び暴力団排除に係る誓約書	別紙			△	△	○											○																	△（役員若しくは管理者に変更がある場合に必要）	
33	旅客自動車運送事業の許可書等の写し																																		居宅介護について通院等乗降介助を追加する場合（変更届、付表 1、運営規定も添付）	
34	医療法第 7 条の許可を受けた病院であることを証する書類																																			
35	受託居宅介護サービス事業者との業務委託契約を証する書類																																			
36	建物の構造概要が把握できる書類			△																																△（重度障害者等包括支援、共生型（居宅介護・重度訪問介護、生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練））以外の場合に必要）
37	建物の所有関係が把握できる書類			△																																自己所有の場合は建物登記の写し等、賃貸の場合は賃貸借契約書の写し
38	建築物関連法令確認記録報告書	参考様式 1 4		△																																△（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障害者支援施設の場合に必要）
39	防火対象物使用開始届出書の写し等			△																																△（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障害者支援施設の場合に必要）
40	訓練・作業内容の計画	様式自由																																		
41	障害福祉サービス事業者の開始届出書																																			
42	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書																																			
43	介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表																																			
44	地域（地元）への事業説明																																			
45	介護保険事業所の指定通知書の写し																																			
46	人員配置に係る確認依頼について																																			
47	業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）	第 3 号様式 第 4 号様式	○	○	○	○	○																													事業所の開設場所の状況によって提出先が変わります。詳しくは障がい福祉課へお尋ねください。

※ 留意事項

上記一覧表に記載のない書類の提出が必要となる場合もありますので、ご注意ください。なお、以下の変更については、事前の審査が必要となるため、変更前に事前にご相談ください。

【 事業所（施設）等の所在地の変更 】

指定基準のほか、関係法令を満たしているか審査が必要のため、計画段階で必ず事前にご相談ください。事前の相談なく事業所を移転し、移転先が基準や法令違反物件であった場合、事業休止等が起り得ますので、十分にご注意ください。

【 事業所（施設）等の構造・設備の変更 】

基準を満たしているか審査が必要のため、計画段階で必ず事前にご相談ください。

【 従たる事業所の新設 】

指定基準のほか、関係法令を満たしているか審査が必要のため、計画段階で必ず事前にご相談ください。なお、以下の「指定変更申請について」に記載されているサービスの場合、変更届ではなく事前「指定変更申請」が必要となりますので、ご注意ください。

【 出張所の新設 】

基準を満たしているか審査が必要のため、計画段階で必ず事前にご相談ください。

【 共同生活援助の住居の追加 】

指定基準のほか、関係法令を満たしているか審査が必要のため、計画段階で必ず事前にご相談ください。

※ 指定変更申請について

次に該当する変更をする時は、変更予定日の前々月の末日までに指定変更の申請を行う必要があります。変更申請は変更届とは異なりますので、ご注意ください。

- 生活介護事業の利用定員を増加させるとき
- 就労継続支援 A 型事業の利用定員を増加させるとき
- 就労継続支援 B 型事業の利用定員を増加させるとき
- 障害者支援施設が施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）の種類を変更しようとするとき
- 障害者支援施設の入所定員（生活介護に係るものに限る。）を増加させるとき

※共同生活援助の住居の定員増は、変更届による手続きです。

【 定員の変更 】

定員を増加させる場合は、基準を満たしているか審査が必要のため、計画段階で必ず事前にご相談ください。なお、以下の「指定変更申請について」に記載されているサービスの場合、変更届ではなく事前に「指定変更申請」が必要となりますので、ご注意ください。

【 運営主体の変更 】

合併や譲渡等により運営法人が変更される場合は、変更届での手続は認めておりません。対象サービスの廃止と新規指定申請が必要となりますので、ご注意ください。